

議事日程(第3号)

平成29年12月14日 午前9時00分開議

- 日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(4件)
- 議案第80号 平成29年度木城町一般会計補正予算(第5号)(関係部分)
- 議案第81号 平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第84号 平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第85号 平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 2) 産業文教常任委員会付託議案(3件)
- 議案第80号 平成29年度木城町一般会計補正予算(第5号)(関係部分)
- 議案第82号 平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第83号 平成29年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第2 議案第86号 宮崎県自治会館管理組合の解散について
- 日程第3 議案第87号 宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産の処分について
- 日程第4 議案第88号 宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更、宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び宮崎県市町村総合事務組合同規約の改正について
- 日程第5 議案第89号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第6 議案第90号 平成29年度木城町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 委員会付託の省略
- 日程第8 議案に対する質疑
- 日程第9 発議第6号 道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書(案)
- 日程第10 議員派遣の件
- 日程第11 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告
- 日程第12 各委員会の閉会中の調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(4件)
- 議案第80号 平成29年度木城町一般会計補正予算(第5号)(関係部分)
- 議案第81号 平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第84号 平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第85号 平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 2) 産業文教常任委員会付託議案(3件)
- 議案第80号 平成29年度木城町一般会計補正予算(第5号)(関係部分)
- 議案第82号 平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第83号 平成29年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第2 議案第86号 宮崎県自治会館管理組合の解散について
- 日程第3 議案第87号 宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産の処分について
- 日程第4 議案第88号 宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更、宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び宮崎県市町村総合事務組合同規約の改正について
- 日程第5 議案第89号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第6 議案第90号 平成29年度木城町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第7 委員会付託の省略
- 日程第8 議案に対する質疑
- 日程第9 発議第6号 道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書(案)
- 日程第10 議員派遣の件
- 日程第11 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告
- 日程第12 各委員会の閉会中の調査

出席議員(10名)

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 後藤 和実君
6番 堀田 廣幸君	7番 淵上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 河野 浩俊君 議事調査係長 廣瀬 孝一君
書 記 橋本 正枝君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	総務財政課長	中村 宏規君
会計管理者	津江 邦彦君	まちづくり推進課長	吉岡 信明君
環境整備課長	押川 道彦君	教育課長	西田 誠司君
税務課長	中井 諒二君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	萩原 一也君	産業振興課長	淵上 達也君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開議

○事務局長（河野 浩俊君） 皆さま、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（黒木 泰三） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議案の追加により日程の変更がありましたので、議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告

○議長（黒木 泰三） 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案4件、議案第80号平成29年度木城町一般会計補正予算（第5号）関係部分、議案第81号平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第84号平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第85号平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、以上4件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） 平成29年第7回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、12月12日から12月13日までの2日間、総務常任委員会室において、委員5名の全委員が出席し、町長部局の課長以下、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第80号平成29年度木城町一般会計補正予算（第5号）関係部分、原案可決です。

次に、議案第81号平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決です。

次に、議案第84号平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）、原案可決です。

次に、議案第85号平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案3件、議案第80号平成29年度木城町一般会計補正予算（第5号）関係部分、議案第82号平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第83号平成29年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上3件について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、中武良雄君。

○産業文教常任委員会委員長（中武 良雄君） 産業文教常任委員会に付託されました議案は3件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は12月12日、13日の2日間で、産業文教常任委員会室において、委員5名の全委員が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第80号平成29年度木城町一般会計補正予算（第5号）関係部分、原案可決です。

次に、議案第82号平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決

です。

次に、議案第83号平成29年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第80号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第81号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第82号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第83号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第84号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第85号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

ただいまより委員会付託議案の6議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は、起立によることといたします。

まず、議案第80号平成29年度木城町一般会計補正予算（第5号）、本案に対する総務常任委員長、産業文教常任委員長の報告とともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号平成29年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり

決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算（第4号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第86号

○議長（黒木 泰三） 日程第2、議案第86号宮崎県自治会館管理組合の解散についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第87号

○議長（黒木 泰三） 日程第3、議案第87号宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産の処分についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第88号

○議長（黒木 泰三） 日程第4、議案第88号宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更、宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び宮崎県市町村総合事務組合規約の改正についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第89号

日程第6. 議案第90号

○議長（黒木 泰三） 次に、議案上程を行います。

追加提出されました、日程第5、議案第89号及び日程第6、議案第90号については、朗読は省略し、町長から提案理由の説明を登壇の上、求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） ただいま、追加で上程をいただきました議案第89号及び第90号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第89号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

木城町が木城町総合交流センターを建設するため、平成21年度に木城町中央公民館を解体した際、同公民館内に所蔵されておりました永友清隆氏、永友高子氏、永友真理氏の被相続人であります故永友喜壽郎氏から寄贈された「よろい」を廃棄したことに関する債務不存在確認請求事件について、東京地方裁判所の和解勧告を受け入れ、損害賠償の額を定め、和解するものであります。

次に、議案第90号は、平成29年度木城町一般会計補正予算（第6号）であります。

補正予算（第6号）は、議案第89号で提案いたしました、東京地方裁判所の和解勧告を受け入れることに伴う損害賠償の額に係る補正予算であります。

歳出予算を組み替え、一般管理費の補償補填及び賠償金30万円、予備費減額30万円にするもので、予算の総額に変更はありません。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木 泰三） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第7. 委員会付託の省略

○議長（黒木 泰三） 日程第7、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第89号及び議案第90号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。したがって、議案第89号及び議案第90号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第8. 議案に対する質疑

○議長（黒木 泰三） 日程第8、議案に対する質疑を行います。

議案第89号及び議案第90号の議案については、委員会の付託を省略することに決定いたし

ましたので、これより議案番号順に従い、1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第89号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案第89号に対する質疑はありませんか。6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 昨日、議案書をもって、細かいところについて確認したわけがありませんけれども、これまでに、この文化財の廃棄問題については、2度の一般質問を行っております。新たに一般質問を考えていたところでもありますけれども、細かいことは別にして確認だけさせていただきます。

まず、この裁判官からの和解勧告書が渡ったのが、11月24日なんですよ。7月19日に、初めて和解案についての具体的な内容が、裁判官より示されたのが7月19日、木城町より、そろそろ和解金額の調停という話があったのが7月です。その間、12月から6月までの口頭弁論の中では、一切、和解についての話し合いがされる段階ではなかったというふうに聞いております。

そして10月12日に、相手方、いわゆる被告側の義理のお母さん、それから妹さんの弁護士、村岡弁護士と女の弁護士さんから、永友清隆氏に対して、和解金30万円と木城町の故喜壽郎氏の土地、建物を全部、清隆氏に譲るが、それで和解してくれんかという話が、10月12日に、これ公式ではありません。公式にあったのが、10月19日の第8回の口頭弁論で、その申し出が、木城町の弁護士である近藤弁護士からでもなく、木城町からでもなく、母親、妹が立てた弁護士から和解案が示されたんです。これについては、木城町なり、近藤弁護士も承諾の上で30万円と木城町の土地、建物を清隆氏に譲るとするのは合意されていたのかどうか。

そのことが11月8日の第9回口頭弁論で、裁判官より正式に和解勧告があった、その内容が、相手方の村岡弁護士の和解案と全く同じ内容であったということでもあります。まず、そのことが1点です。木城町なり、近藤弁護士は、そのことを合意の上に相手方の弁護士にそういう和解案を出させたのかどうか。

それから、もう1点は、議案書の中の和解の内容の中に、別途もらっている和解勧告書と同じ内容が網羅されておりますけれども、和解勧告書の2番、これ黒塗りで抹消してあるから、多分、個人情報にかかわる案件だと思いますが、その最後のほうに、裁判官が、要するに永友清隆氏が和解勧告にあれだけ断っていたものが、和解勧告を受け入れる一番の根本となったのは、この遺産相続、いわゆる財産を放棄して永友清隆氏にやるのが極めて大きいことだというふうに、裁判官がわざわざ記述をしてあります。

そのことを議案書の中に私は入れるべきだと思っております。2番だけ削除せずに、この黒塗りでされているものそのまますることではなくて、和解の中に30万円の賠償金と、もう1つは、その財産の譲渡があったんだということを正直に議案書の中に入れておかないと、これ後々、中

之又の件も含めて監査請求とか住民訴訟が起こってくる可能性も十分あります。やっぱり、後生が見てもわかるように、議案書の中に正直に、この2番の項目を、言葉を変えてでも30万円だけじゃないんですよということを書くべきだと思いますが、それについてはどう考えておられるのか。

もう1点は、議案の最後の6番、訴訟費用は各自の負担とする、これは相手方という被告人の3名にも、訴訟費用を負担させるということなのか、昨年の8月の臨時会の中の、補正予算の裁判に関する費用の中で、訴訟費用については町が全額負担するんだというお話だったと思いますが、それについてはどう考えているのか。

もう1点は、これ、私の全くの私個人の考えですけれども、先ほど言いましたように、義理のお母さん、妹さんが弁護士を立てて、30万円でもいいと、あれだけ賠償金に固執されていたお母さんが、弁護士を立てても戦いますよと言われたお母さんが、30万円で、しかも木城の土地を清隆に譲りますというのには、これ30万円の賠償金をもらっても、3分の1ずつして20万円、それから村岡さんの弁護費用を立て替えると、お母さん方は恐らく一銭も残らんとじゃないかと、それで承諾されたということは、木城町か、近藤弁護士から相手方の村岡弁護士に対して、弁護士費用をうちが出すからとか、あるいは、それにかわる謝礼金を払っておられるのではないかと、私はそれでもいいと思うんです。そのこと、身内から、まず、崩すというのが基本ですから。そのことを考えられた方は、これはすばらしいなど、仕事のできる方だなという気がするんですが、そういう事実はあったのか、ないのか。

一応、3点だけ。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 私のほうから、何点かお答えをさせていただきたいと思います。

まず初め、今回、和解勧告を受け入れたわけでありましたが、これにつきましては、臨時議会で訴えの提起の議案を出したときにはっきりと申し上げておりますが、私たちは、あくまでも和解を目指して訴えの提起を起こしたわけでありますので、それについては、今般、東京地方裁判所のほうから和解勧告案が示されたことについては、関係者、木城町も同意いたしました。関係者全員、それについて同意をしたということであります。

それから、裁判費用については、最終的には私たちが、この債務不存在訴訟というのは、いわゆる、私たちは、その債務はないんですよというための、あるかないかの訴訟が債務不存在訴訟でありますので、そういった意味で、うちのほうから起こした訴えの提起でありますので、それについては、うちのほうを持つべきかなと思っていましたが、最終的には、勧告書の中に書いてありますように、今般の訴えの提起、債務不存在訴訟の費用については、お互いにそれぞれが折半して、折半といいましょうか、それぞれが負担をするんですよということで成ったところであ

ります。

それから、この和解勧告書の内容であります。今、堀田議員が言われた事々については、あくまでも、私たちは関与していませんし、私たちが操作したわけでもありません。それは、全くの事実誤認でありますので、それから、あわせましていろいろ言われましたが、それについて私たちが知る由もないところ、それは、はっきり申し上げてさせていただきますと、相手方の一方的な主張に基づいて、今までいろいろされていましたが、そういうのは私たちは、お互いの主張を、裁判官の主張、それから被告人からの内容等、そこらあたりを十分耳を傾けながら、今回の和解の合意に至ったということでありますので、こちらからどうこうとかいうことはありません。

それから、和解に関して、向こうのほう相手方3名、永友清隆氏、それから永友高子氏、永友真理氏、3名相続人がいらっしゃるわけでありますが、その中で、私たちも最初は知らなかったことがありました。それは、3名の方々がそれぞれ、故永友喜壽郎氏の遺産相続についていろいろなされているということでありますので、それについては、本件の和解勧告書の中に書いてありますけれども、あえてこの黒塗りがしてあるところは、あくまでも本件「よろい」に直接関係するものではなくて、あくまでも3人の中身の中、合意内容あわせて、これにあわせて、その遺産相続の関係に関して書かれているということでありますので、個人情報保護という観点から、弁護士とも相談し、どうするかということについては、黒塗りとさせていただいたということであります。

いずれにしても私たちは、冒頭申し上げましたように、和解勧告を、和解という道が最善の道だということでありますので、今般の東京地方裁判所、本当に公平、公正な観点から関係者の合意をいただいて和解勧告に成ったということは、私としては、大変ありがたかったかなと思っております。

以上です。

至らないところがありましたら、総務財政課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中村 宏規君） 本件につきまして、まず論点となりましたのは、所有権がどちらに属するか、つまり寄贈か、寄託か、それともう1つが、その評価額が適正に幾らなのかと、それを裏づけるものを出されるか出されないかということが、まず、第一義的な一番の争点であるということで、裁判所のほうからは私ども当事者に対して説明がっております。その中で、第1回の公判の中で、遺産分割協議を清隆と高子側が、この並行して進めていくということで、その合意がなされております。

この遺産分割協議の内容については、あくまでも当事者間、永友高子さん側と永友清隆さん側のほうで話し合いをされて進めていかれたものでありまして、その詳細について町が関与してい

ることはありません。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 3度しか立たれませんから、要するに、裁判官からの和解勧告書が出される何カ月前に、相手方の弁護士から30万円とその遺産相続についてあったときに、遺産相続はこの件とは無関係ではないかと、あとはもう誠意の問題だということでお断りをした経緯の中でも、なおかつ裁判官が同じことを求めたからやったということは、今、町長が言われたように、その財産の分与のことに無関係でありますということは当然であります。

ただ、それを和解案の中に入れるということは、裁判官の和解勧告書の前に相手方の弁護士が、永友清隆氏にそういう和解案を持っていきますよということは合意されていたんですね。

勝手に向こうの弁護士が決められたことなのか。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中村 宏規君） 私どもは、これを和解を進めたいということで、第1次公判のときから話をしております。その中で、要するに、その3人、相手方が3人おられます。永友高子さんも清隆さん側も含めて、間で全員がタッチ、関与する中で、要するに和解を進めていきたいということです。

その中で、遺産分割協議の話がちょっと具体的に出ているのは、高子お母さんのほうから、清隆さん側に対してアプローチをされておられました。つまり、「よろい」の所有権について、要するに私どものほうにいただきたいというようなことは申されておりました。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） これで最後です。

もう1点、確認。この訴訟費用は、要するに当初は木城町が持つということであったけれども、最終的には4人になりますかね、被告と、4者で分割するというので支払ってもらおうということですね。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中村 宏規君） 総務財政課長。

訴訟費用は、各自の負担とするということで合意に至っておりますので、それについて町が、また私どものほうが負担するということはないかと思えます。もう、これを含めて全てが和解です。和解が要するに、この本件の最終的な決着として一番いい方法であります。その中に含まれておりますので、それをあえて変更する必要はないかと思えます。

それと先ほど、ちょっと誤解を招きますが、高子側が所有権をと言いましたが、高子側のそう

いう「よろい」に対する権利を私どものほうにくださいという話でした。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号平成29年度木城町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案第90号に対する質疑はありませんか。6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） その賠償金の30万円の最終的な負担は誰がするのか、明確に答えをお願いします。

○議長（黒木 泰三） 総務財政課長。

○総務財政課長（中村 宏規君） これは、お尋ねの件は、求償するかどうかという話だと思えます。国家賠償法第1条の第2項に基づいて、「よろい」を廃棄した当事の関係職員に対して法的に求償することは控えたいと考えております。

近藤弁護士の見解によりますと、重過失責任におきまして「故意に近い悪質性が高いこと」、それが判断基準とされるものだというので、本件について、その職員の過失、重過失責任を問うことは難しいということでありました。その見解に従いたいと考えているところです。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） これまでの一般質問で、このことについては町長からの答弁もいただいております。

これ、議事録もまだ確認しておりませんから、私の記憶の中ですが、要するに第三者委員会の費用、弁護士費用、それから、裁判費用については、相手方に損害賠償を求めるべきではないかという質問に対して、「法的にはできません」と、ただ、廃棄した、そのものを廃棄した者に対する賠償責任、これについては、第三者委員会で責任あると認められた方々から支払って

もらうことが合意ができておりますという答弁だったと思うんです。要するに、諸費用は公費、それから損害賠償については、過去の責任ある人に求めると、「それは話ができます」と「合意されております」ということであつたが、このことについては確認はされておられませんか。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 誤解がないように申し上げておきますと、今言われた分で若干の理解、認識不足がありますが、私の考えとしましては、賠償は費用じゃなくて、この裁判につきましては、債務不存在は、私たちが先ほど言いましたように、原告は私たちが訴えて、被告人は永友清隆ほか2名です。いわゆる3名に対してしたわけですので、その係る費用は、木城町が起こしたわけでありますので、その費用等、裁判費用等については、当然、町が支払うべきものというところであります。

ただ、賠償額、ここで言っています30万円につきましては、最初に答弁を私、今、堀田議員がおっしゃったように言いましたよね。この賠償額については、一応、町のほうで起こした裁判でありますので、30万円は、一応、町の予算で払いますけれども、それに相当額については関係者で支払っていただくといいたいまいしょうか、寄贈といいたいまいしょうか、そういった形で弁償するなり責任をとっていただくというのは、申し上げたとおりであります。

もう一度、繰り返しますと、ですから30万円については、町のほうが一旦払うような形になりますけれども、最終的には町民の皆様的心情を思いますと、関係者の方が町に対して自主的に、自主的に弁償するというのが最もよい方法ではないかなと思っておりますので、そういう方向でもう一度、この和解成立した後に、皆さん方を集めて説明と、そういった方向で進めていく予定であります。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） そのことを聞きたかったんです。

それが、だから私たちは、私は個人的には反対しましたがけれども、要するに諸費用に関するものは公金でもう仕方ないと、公金でいいと。それから、物の廃棄した部分の損害賠償は、これは、そのための第三者委員会を設置したのは、なぜこういうことが起こったのかの原因と、それから、責任の追及と今後の対策が第三者委員会の目的であつたはずであります。その第三者委員会の中ではっきりと、どここの誰に重大な責任がある、あるいは責任がある。しかも、その現職の職員に対しては懲戒処分を、現職の職員だけ懲戒処分を行われたと。また、皆さん方執行部についての責任についても、まだ、責任の取り方も明確にされていない。せめて、その損害賠償については、法的には無理かもしれませんが、首長として町民の町の利益を守る、町民の利益を守る立場として、一応、損害賠償の請求はすべきだと。その中で、法的にだめだったということ

なら、それで私たちも納得します。

何もせずに、相手方に責任ある人に損害、いわゆる賠償を求めないというのは、筋がいきませんので、今、町長が言われた答弁を信じたいというふうに思っております。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第6号

○議長（黒木 泰三） 日程第9、発議第6号意見書の提出、道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）が、中武良雄君ほか4名から提出されております。提出されました発議第6号については、あらかじめお手元に配付いたしておりますので、朗読は省略し、提出者3番、中武良雄君の趣旨説明を登壇の上、求めます。3番、中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 発議第6号道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

現在、道路整備事業の予算は、道路整備事業に係る、国の財政上の特別措置に関する法律の平成29年度までの時限措置によって、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が、かさ上げされてきましたが、平成30年度より措置がなくなり地方負担が増加することになりました。

道路は、国民の生活を支え、命を守る重要な社会資本です。本町においては、ただでさえ生活道路整備が遅れており、町民は不便かつ不安な生活を強いられています。補助率等のかさ上げ措置がなくなることで予算が確保できず、現在、計画的に進められている道路整備事業の停滞や新たな道路整備計画の凍結などの影響が懸念されます。

地方創生に資する道路整備の推進がこれからも安心して図られるよう、平成30年度以降も措

置を継続するとともに、さらなる拡充の措置を強く要望するため意見書を提出したいと考えます。
皆様のご賛同をお願いして、趣旨説明を終わります。

○議長（黒木 泰三） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから、発議第6号に対する質疑、討論、採決を行います。発議第6号道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）を議題といたします。
発議第6号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより発議第6号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第6号道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、発議第6号道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

なお、道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣に提出することに決定いたしました。

日程第10. 議員派遣の件

○議長（黒木 泰三） 日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり

派遣することに決定いたしました。なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、後日変更があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

日程第 11. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告

○議長（黒木 泰三） 日程第 11、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長報告を行います。

これから登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、堀田廣幸君。6番、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） 総務常任委員会は、11月20日に、埼玉県幸手市において所管事務調査を実施しております。報告は、3月議会で行いたいと思っております。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 次に、産業文教常任委員長、中武良雄君。3番、中武良雄君。

○産業文教常任委員会委員長（中武 良雄君） 産業文教常任委員会から報告いたします。

去る10月24日、議長と私、2名で、高鍋土木事務所の川野所長のほうに、県道木城高鍋線、高城橋架け替えに関する要望書を河野県知事宛てに提出いたしました。そのときに、所長のお話によりますと、高城橋については、耐震工事等、補強工事整備等において実施して延命措置を行っているという話でございました。そのとき同時に、東郷西都線、都農綾線のさらなる継続整備のお願いもいたしました。

また、11月17日には、埼玉県比企郡鳩山町に産業文教常任委員5名と事務局2名で、鳩山町のデマンド交通と結婚新生活支援事業補助金についての視察研修を行いました。報告書については、来年3月の定例議会にて提出、報告いたします。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 次に、議会運営委員長、山田秋吉君。9番、山田秋吉君。

○議会運営委員会委員長（山田 秋吉君） 議会運営委員会として特別に報告することはありません。

以上です。

○議長（黒木 泰三） 次に、議会広報編集特別委員長、神田直人君。2番、神田直人君。

○議会広報編集特別委員会委員長（神田 直人君） 議会広報編集特別委員会から報告いたします。

議会日より「きじょう」の編集作業のため、12月27日から1月15日にかけて計4回の委員会を開催いたします。

また、紙面をつくるに当たり、議会の内容等をわかりやすく町民の皆様に興味を持っていただけるよう、作成に努めてまいりますので、皆様のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 次に、新田原基地対策特別委員長、原博君。8番、原博君。

○新田原基地対策特別委員会委員長（原 博君） 新田原基地対策特別委員会は、10月30日に、委員全員と議長、局長の6人で宮崎防衛事務所を訪問し、今後の協力要請をしました。また、12月3日、新田原基地で開催された新田原基地創立60周年記念祝賀会に委員全員で参加し、基地司令と九州防衛局長に挨拶をすることができ、今後の活動に意義があると思いました。

以上、報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第12. 各委員会の閉会中の調査

○議長（黒木 泰三） 日程第12、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、各常任委員長から所管事務の調査について、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員長から基地対策に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集特別委員長、新田原基地対策特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集特別委員長、新田原基地対策特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（黒木 泰三） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。去る12月8日に開会されて以来、本日までの7日間にわたり、慎重にご審議いただき、また執行部におかれましても、特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、平成29年第7回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。7日間にわたりました第7回木城町議会定例会における議案のご審議、まことにありがとうございました。

今議会上程の11議案、全て原案のとおり可決をしていただきました。厚くお礼を申し上げたいと思います。なお、総括質疑におきましては、答弁に対しまして苦言をいただく場面がありました。議会軽視と受け取られないように、そして、準備万端の上で議会に臨むようにしてまいります。

公共施設におけるアスベストの件につきましては、過去2回調査をして、その都度対策を講じてきておりましたが、再度、全面的に調査を行い、対応させていただきたいと思います。

また、文化財問題につきましては、先ほどでありましたが、故永友喜壽郎様の「よろい」の件につきましては、和解が成立をいたしました。東京地方裁判所からの和解勧告書を厳粛に受けとめ、関係者に深く遺憾の意を表しますとともに、二度とこのような事態を招かない再発防止に取り組むこと、そして、文化財を初めとする文化行政を進めていくことにいたします。なお、残る故永友和吉様が預託されました文化財の件につきましても、謝罪の受け入れと和解に向けて引き続き鋭意交渉を続けてまいります。

一般質問におきましては、建設的なご意見、ご提言をいただきました。また、委員会審議におきましても、同様なご意見、ご指摘をいただいたとお聞きをしております。しっかりと受けとめ、今後の町政、政策に生かしてまいりたいと考えますし、これからの町政運営執行に当たり、十分心して努めてまいりたいと思います。どうか議員各位のご理解を賜り、ご協力とご支援をよろしくお願いいたします。

本年もいよいよ残り少なくなってまいりました。年末年始に向けた準備が始まり、何かと慌ただしくなりますし、寒さも一段と厳しくなってまいります。議員各位初め、皆様方には十分健康にはご留意いただきまして、年末年始をお過ごしいただきたいと思います。

29日から1月3日までは、年末年始休暇となります。当面の諸行事につきましては、お手元に配付をしてございます。喫緊には1月1日、成人式をリバリスで執り行います。ご出席賜りまして、新成人に激励と応援をしていただければ、思い出深い心に残る成人式になるものと思います。

なお、1月4日から仕事始めとなります。年始早々、多くの行事が予定されておりますので、議員各位におかれましては、お繰り合わせの上、ご出席していただきますようお願いを申し上げます。お礼と当面する行事への参加お願いといたします。

改めまして、12月議会、どうもありがとうございました。

○議長（黒木 泰三） 議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時00分閉会
